

後期高齢者医療保険からのお知らせ

8月から被保険者証が切り替わります。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成31年7月31日
交付年月日	平成 30年 8月 1日
被保険者番号	12345678
住所	うるま市石川石崎1-1
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 5年 7月 5日
保険料納付年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び住所	39472139 沖縄県後期高齢者医療広域連合

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証は、8月から新しい被保険者証に切り替わり、有効期限が平成31年7月31日になります。

平成30年6月20日までに保険料を完納した方は、新しい被保険者証を7月中旬以降順次郵送します。

○保険料を滞納している方は、平成30年7月31日までにうるま市役所本庁舎(東棟)国民健康保険課後期高齢者医療係窓口で保険料納付と被保険者証の切り替えをお願いします。

※各出張所窓口では切り替えできません。

○事前に窓口受取を希望し申請されている方は、平成30年7月31日までにうるま市役所本庁舎(東棟)または各出張所窓口で被保険者証の切り替えをお願いします。

7月から後期高齢者医療保険料の納付が始まります。

平成30年度の後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月上旬に送付いたします。最寄りの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストアにて納めてください。

- 年金天引きにより保険料を納付されている方は、納付通知書は届きませんが、年金天引き額のお知らせ通知(ハガキ)が届きます。
- 口座振替により保険料を納付されている方は、納付通知書は届きますが、金融機関窓口等で納付する必要はありません。各期の月末(全納希望者については7月末)に、ご登録されている口座から保険料が引落とされます。※納付通知書に「保険料は口座振替による納付となります。」と記載してあります。
- どうしても納付が厳しいときは、災害やその他特別な事情により、生活が著しく困難になり、保険料の納付が難しい場合は、納付相談により保険料の減免や分割納付などができる場合があります。滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

70歳以上の皆様へ

平成30年8月から「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の交付申請ができます。

住民税非課税世帯等(低所得Ⅰ・低所得Ⅱ)に該当される方は、申請により、入院時又は、高額な外来診療を受けるときの一部負担金と、入院時の食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証という)」の交付を受けることができます。

また、高額療養費制度の見直しに伴い、8月より現行の現役並み区分が現役並み区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに細分化されます。(※詳しくは、窓口またはホームページにてご確認ください。)現役並み区分Ⅰ・Ⅱに該当される方は、申請により、一部負担金限度額を減額するための「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。交付を受けられる対象かどうかはお電話でも確認できますので、来庁前に下記の連絡先までお問い合わせください。

～過去に減額認定証を取得したことのある方～

70～74歳の方は再度申請手続きが必要です。75歳以上の負担区分低Ⅰ・低Ⅱの減額認定証に該当している方は、被保険者証に同封しております。

また、平成29年度中に負担区分Ⅱの減額認定証を取得して90日を超える入院をしている場合、申請すると食事代が減額されます。直近の入院日数(91日以上)が確認できる領収書等をご持参ください。減額は申請翌月から適用されます。

※平成29年度に長期入院該当の減額認定証を交付された方も申請が必要です。平成30年8月31日までに更新手続きをしてください。

※世帯に税の未申告者がいると所得区分判定が出来ないため、「減額認定証」・「限度額適用認定証」の交付ができません。未申告者がいる場合は、所得申告をお願いします。

お問い合わせ先：国民健康保険課 TEL 973-3177 (後期高齢者医療係)・989-5347 (給付係)